保医発 1031 第 2 号 令和 7 年 10 月 31 日

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

## 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日付け保医発0305第4号)を下記のとおり改正し、令和7年11月1日 から適用することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底 をお願いいたします。

記

別添1の第2章第3部第1節第1款D012(61)の次に次を加える。

(62) 赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に従い、アメーバ性 肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性かつアメーバ性大腸炎を疑う場合であっ て、ELISA 法により血清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療に おいて1回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原 定性の所定点数を準用して算定する。

## 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後 改 正 前  別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第2章 特掲診療料 第1部〜第2部 (略) 第1部〜第2部 (略) 第1部〜第2部 (略) 第1部〜第2部 (略) 第1部〜第2部 (略) 第1部〜第2部 (略) 第1部 検査 第3部 検査 1〜18 (略) 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算〜D011 (略) D012 感染症免疫学的検査 D012 感染症免疫学的検査	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部~第2部 (略) 第3部 検査 1~18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算~D011 (略)		(1万/水》) 即为(350年的为)
医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部〜第2部 (略) 第3部 検査 1〜18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算〜D011 (略)  医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第1章 (略) 第1章 (略) 第1部〜第2部 (略) 第3部 検査 1〜18 (略) 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1前 検体検査を変	医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部~第2部 (略) 第3部 検査		改 正 前
(62) 赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針 に従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性か	清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療にお	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部~第2部 (略) 第3部 検査 1~18 (略) 第1節 検体検査料 時間外緊急院内検査加算~D011 (略) D012 感染症免疫学的検査 (1)~(61) (略) (62) 赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針 に従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性が	改 正 前  別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部〜第2部 (略) 第3部 検査  1〜18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査料 時間外緊急院内検査加算〜D011 (略) D012 感染症免疫学的検査 (1)〜(61) (略) (新設)